

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

(愛称：妖精物語)

追加型投信／海外／債券



日本を除く世界各国の債券に分散投資し、
高水準の利息等収益の獲得をめざします。

【ご留意いただきたい事項】

- ◎投資信託は、預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- ◎投資信託は、**値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動リスクがあり、お受取金額が投資元金を大きく下回ることがあります。したがって投資元金および運用成果が保証されているものではありません。**
- ◎ご購入に際しては、購入時手数料(ご購入代金に応じて、最高1.62%(税込))および保有期間中の運用管理費用(信託報酬)等の費用がかかります。
- ◎ご購入に際しては、必ず最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」により商品内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

- ・運用により信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- ・本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が作成した販売用資料です。
- ・投資信託は、書面による契約の解除(クーリング・オフ)の適用はありません。
- ・販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金に加入していません。

ご購入の際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

■お申込み・販売会社は



三菱UFJ銀行

商号等 株式会社三菱UFJ銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号
加入協会 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当行の苦情処理措置および紛争解決措置は
一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品
あっせん相談センターを利用します。

全国銀行協会相談室:0570-017109 / 03-5252-3772
証券・金融商品あっせん相談センター:0120-64-5005
受付時間:月～金曜日 / 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く)

■設定・運用は

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

商号等 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号
加入協会 日本証券業協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ホームページ www.gsam.co.jp
■照会先 アドレス
電話番号 03-6437-6000 (受付時間:営業日の9:00～17:00)

ファンドの特色

「海外の好金利」

主として、日本を除く世界各国の債券に分散投資し、高水準の利息等収益の獲得をめざします。

「高格付け」

ポートフォリオの平均格付けは、原則としてダブルA格(ダブルAマイナス格も含まれます。)相当以上を維持することをめざし、信用リスクの低減を図ります。

投資対象となる債券の格付けは、組入れ時においてトリプルB格(トリプルBマイナス格も含まれます。)相当以上のものとします。また、格付けを取得していない債券に関しては、委託会社または投資顧問会社が上記格付け相当以上であると判断した場合には、投資することができるものとします。

「為替変動リスク」

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を直接受けます。

「毎月分配」

組入れ債券の利息等収益を中心に、原則として毎月分配を行うことをめざします。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

ファンドのリスクについて

本ファンドは、主に外国の債券を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

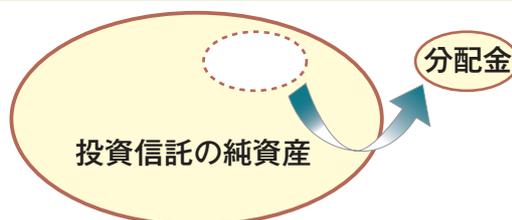
したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替変動リスク」や「債券の価格変動リスク」および「債券の信用リスク」などがあります。

くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」を必ずご覧ください。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

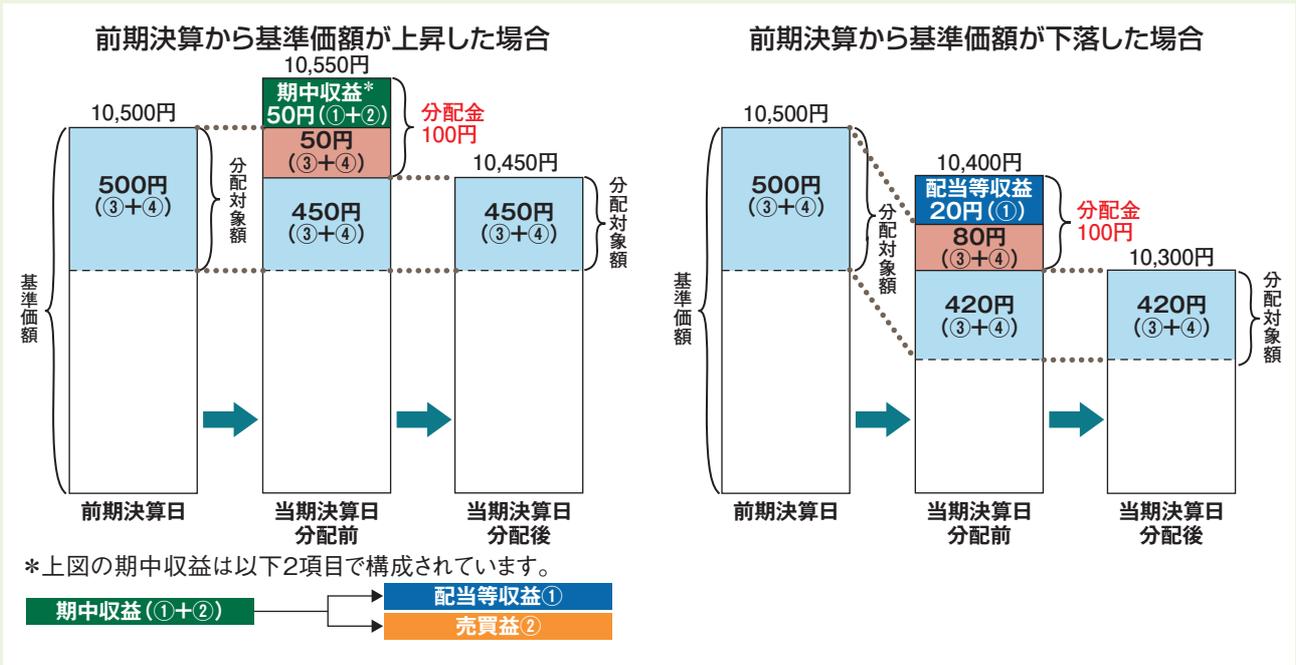
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

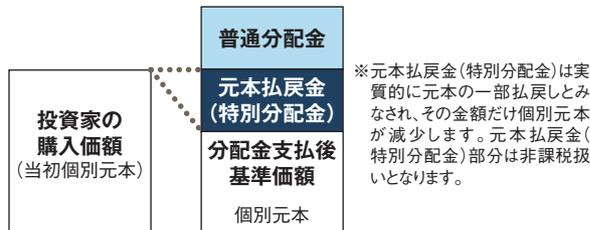


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

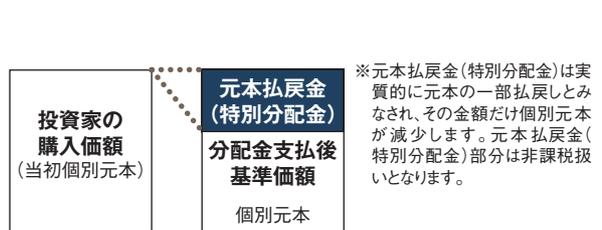
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりや、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少(特別分配金)します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

※三菱UFJ銀行でお申込みの場合

お申込みメモ

購入単位	分配金再投資コース(累積投資コース):1万円以上1円単位 *購入単位には購入時手数料(税込)が含まれます。くわしくは三菱UFJ銀行のホームページをご覧ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	三菱UFJ銀行の定める期日までにお支払いください。
換金単位	1円以上1円単位、または1口以上1口単位、または全部
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目にお支払いします。
購入・換金申込不可日	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)
申込締切時間	原則として午後3時までに受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。 ただし「ロンドンまたはニューヨークの休業日」はお申込みができません。
信託期間	原則として無期限(設定日:2002年6月28日)
繰上償還	受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少および基準価額の下落要因となります。収益分配金は税金を差し引いた後、原則として再投資されます。 ※分配金を再投資せず、お客様の指定口座にご入金するお取扱いを希望される場合は、分配金出金(定期引出契約)をお申込みください。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
課税関係(個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。配当控除の適用はありません。 原則、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益が課税の対象となります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用												
購入時	購入時手数料	購入代金に応じて、以下に定める手数料率を購入金額に乗じて得た額とします。 購入時手数料(税込)は、購入代金から差引かれます。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>購入代金※</th> <th>手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td>1.62%(税抜1.5%)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上1億円未満</td> <td>1.08%(税抜1.0%)</td> </tr> <tr> <td>1億円以上5億円未満</td> <td>0.81%(税抜0.75%)</td> </tr> <tr> <td>5億円以上</td> <td>0.54%(税抜0.5%)</td> </tr> </tbody> </table> ※購入代金=購入金額(購入価額(1口当たり)×購入口数)+購入時手数料(税込) ※インターネット取引でご購入の場合は、上記手数料率から10%優遇。	購入代金※	手数料率	1,000万円未満	1.62%(税抜1.5%)	1,000万円以上1億円未満	1.08%(税抜1.0%)	1億円以上5億円未満	0.81%(税抜0.75%)	5億円以上	0.54%(税抜0.5%)
購入代金※	手数料率											
1,000万円未満	1.62%(税抜1.5%)											
1,000万円以上1億円未満	1.08%(税抜1.0%)											
1億円以上5億円未満	0.81%(税抜0.75%)											
5億円以上	0.54%(税抜0.5%)											
換金時	信託財産留保額	なし										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
毎日	運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対して年率1.134%(税抜1.05%) ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。										
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。										
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。										

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社その他関係法人の概要について

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)

信託財産の運用の指図等を行います。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(投資顧問会社)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(投資顧問会社)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(投資顧問会社)

委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。

みずほ信託銀行株式会社(受託会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

株式会社三菱UFJ銀行 他(販売会社)

本ファンドの販売業務等を行います。